

質問書に対する回答

(件名) 東北自動車道 利根川橋耐震補強工事

| 質問書No. | 質問箇所                                   | 質問事項   | 回答  |
|--------|--|--|---|
| 1      | 設計図 (129/173)<br>「既設台座コンクリート取壊し復旧図」    | 設計図 (129/173) 「既設台座コンクリート取壊し復旧図」の<br>支承取壊し範囲図は、特記仕様書28-11-2種別内の「既設台座<br>コンクリートの研り処理」に含まれると考えてよろしいで<br>しょうか。また、復旧範囲図については断面修復工Aと考<br>えてよろしいでしょうか。   | そのとおりです。  |
| 2      | 設計図 (99/173および<br>130/173) 「伸縮装置<br>図」 | 設計図 (99/173および130/173) 「伸縮装置図」に記載のある<br>鉄筋機械接手は、単価表の何処に含まれていますでしょうか  | 設計図 (99/173および103/173) に記載のとおり、単価項目「鉄筋B (夜)」に含まれます。   |
| 3      | 金抜設計書 工事箇所                             | 本工事の工事箇所は複数県に跨りますが、積算に用いる市場<br>単価等は何県の単価を採用されていますでしょうか。  | 「埼玉県」を想定しております。   |
| 4      | 特記仕様書4-2配置技<br>術者の工事経験                 | 配置技術者の施工経験a), b)を2名の技術者で満たす場合にお<br>いて、b)の施工実績を有する技術者について専任配置が必要<br>となる時期は当該工種を施工している時期のみと考えてよろ<br>しいでしょうか。<br>a) 道路橋における補修工事※1を実施した工事<br>※1 橋梁の補修工事とは、断面修復、はく落対策、支承取<br>替、落橋防止装置設置、鋼桁補強のいずれかの工事を実施し<br>たもの。<br>b) 道路橋における既製杭工を実施した工事 | 現場代理人の常駐を要しない期間については、共<br>通仕様書1-7-2(1)、主任技術者または監理技術者<br>の専任を要しない期間については、共通仕様書1-<br>7-2(2)に記載のとおりです。いずれも、工種の施<br>工時期で要不要を判断することはありません。 |